

築上町新庁舎建設事業
事業者（設計者・施工者）選定プロポーザル
募集要項

平成30年12月

築上町

目次

| | | |
|----|-------------------|----|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 事業の概要 | 1 |
| 3 | 選定方法 | 2 |
| 4 | 募集要項等の配布 | 2 |
| 5 | 事務局 | 2 |
| 6 | スケジュール | 3 |
| 7 | 参加資格及び条件 | 4 |
| 8 | 参加表明書等（一次審査）の提出 | 7 |
| 9 | 審査結果（一次審査）の通知 | 10 |
| 10 | 技術提案書等（二次審査）の提出 | 10 |
| 11 | プレゼンテーション及びヒアリング | 13 |
| 12 | 審査結果（二次審査）の公表及び通知 | 13 |
| 13 | 契約手続き | 13 |
| 14 | 技術提案の履行確認 | 14 |
| 15 | その他 | 14 |

1 目的

築上町では、「築上町新庁舎建設事業」を進めるにあたり、「築上町新庁舎建設基本構想・基本計画（案）（平成 30 年 2 月）」を踏まえ、速やかに新庁舎の建設事業を進めることができ、かつ基本設計段階より民間事業者の技術力やノウハウを設計に反映し、高い品質の確保、工期の短縮や建設コストの縮減の期待ができる「DB方式（設計・施工一括発注方式）」を採用するとともに、事業者の選定にあたっては、技術提案を受け、「築上町新庁舎建設基本構想・基本計画（案）」の内容や本町の意向を十分理解し、最も相応しい考え方を有する事業者を選考できる「公募型プロポーザル方式」を採用することとした。

本募集要項に基づき、「築上町新庁舎建設事業」の事業者を公募するものである。

2 事業の概要

(1) 事業名 築上町新庁舎建設事業

(2) 事業場所 築上町大字椎田 891 番地 2 外

(3) 事業内容

ア. 築上町役場新庁舎に係る基本設計、実施設計、既存庁舎（本庁舎を含む本敷地内施設）の解体設計、外構設計及び工事監理（以下「設計業務」という。）

イ. 築上町役場新庁舎に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事、昇降機設備工事）、解体工事及び外構工事（以下「施工業務」という。）

ウ. 上記設計業務及び施工業務を総括して「本業務」という。

(4) 履行期間

契約の効力の発生の日から平成 33 年 3 月 25 日（木）限り（提案による前倒しは可）

(5) 建物用途

役場庁舎（平成 21 年国土交通省告示第 15 号（以下「告示第 15 号」という。）別添第二第四号第 2 類）

(6) 計画施設概要

ア. 新庁舎の規模は、延床面積 6,000 平方メートル程度とする。

イ. 階層は、地上 4 階建て以上とする。ただし、地下階を設ける提案は妨げない。

ウ. その他の施設概要は、配布資料「築上町新庁舎建設事業 要求水準書」のとおり

- (7) 上限提案価格 3,465,000 千円 (消費税込みとする)

3 選定方法

(1) 審査委員会及び審査基準

審査は、学識経験を有する者等で構成する「築上町新庁舎建設事業プロポーザル方式審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。

(2) 一次審査

2者以上の参加表明書等の提出者の中から、審査委員会の評価により、技術提案書を提出できる者を3者程度選定する。

※参加表明書提出者が1者のみの場合は、本プロポーザルは実施しない。

(3) 二次審査

一次審査で選定された者の中から、技術提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえた審査委員会の評価により、最優秀者及び次点者を選定する。

4 募集要項等の配布

(1) 配布方法

町ホームページ (<http://www.town.chikujo.lg.jp/>) からダウンロードすること。

(2) 配布期間 平成30年12月10日(月)から平成30年12月28日(金)まで

(3) 配布資料

- ・築上町新庁舎建設事業 事業者(設計者・施工者)選定プロポーザル募集要項
- ・築上町新庁舎建設事業 要求水準書
- ・築上町新庁舎建設基本構想・基本計画(案)

5 事務局

〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

築上町 財政課 管財係 TEL 0930-56-0300 FAX 0930-56-1405

電子メール kanzai@town.chikujo.lg.jp

6 スケジュール

| | | 内 容 | 期 間 |
|------------------|--------------------------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 一 次 審 査 | 参 加 表 明 書 等 提 出 | 募集要項等の配布（現地確認） | 平成30年12月10日（月）から 平成30年12月28日（金）まで |
| | | 参加表明書等に関する質問書の受付 | 平成30年12月10日（月）から 平成30年12月13日（木）まで |
| | | 質問書の回答の公表 | 平成30年12月18日（火） |
| | | 参加表明書等の受付 | 平成30年12月20日（木）から 平成30年12月28日（金）まで |
| | | 参加表明書等の審査 | 平成31年 1月8日（火）から 平成31年 1月15日（火）まで |
| | | 審査結果の通知 | 平成31年 1月16日（水） |
| 二 次 審 査 | 技 術 提 案 書 等 提 出 | 技術提案書等に関する質問書の受付 | 平成31年 1月21日（月）から 平成31年 1月24日（木）まで |
| | | 質問書の回答の公表 | 平成31年 1月30日（水） |
| | | 技術提案書等の受付 | 平成31年 2月12日（火）から 平成31年 2月18日（月）まで |
| | | 技術提案書等の審査 | 平成31年 2月25日（月）から |
| | | プレゼンテーション・ヒアリングの実施 | 平成31年 2月26日（火）まで |
| | | 審査結果の公表 | 平成31年 3月1日（金） |
| | | 仮契約 | 平成31年 3月上旬 |
| | | 契約 | 平成31年 3月下旬 |

注) スケジュールは多少前後する場合があります。

注) 現地確認について

- ・提出物の精度を上げるために現地確認を行うことは可能とする。
- ・土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までは除く）
- ・事前の電話予約が必要（連絡先 「5 事務局」 まで）

7 参加資格及び条件

(1) 参加者の構成

- ア. 参加者は、単独企業、又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- イ. 共同企業体の構成員のうち、設計業務を行う者は、下記（2）アからク及び（3）を満たす者とする。施工業務を行う者は、下記（2）及び（4）の参加資格を満たす者を共同企業体の代表者とする。その他、施工業務を行う者を構成員とする場合は、下記（2）アからクの参加資格を満たす者とする。
- ウ. 単独企業、共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員であってはならない。

(2) 共通する参加資格

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ. 平成 30 年度築上町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ウ. 公告日現在において、築上町、福岡県、国土交通省（九州地方整備局管内）及び防衛省（九州防衛局管内）からの入札参加資格停止等の措置を受けていない者であること。
- エ. 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。）
- オ. 本業務に係る審査委員会の委員でないこと。
- カ. 本業務に係る審査委員会の委員が、自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者でないこと。
- キ. 本業務に係る審査委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。
- ク. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である者を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ケ. 参加者は、以下の資格及び実績を有する本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」という。）を専任で配置すること。
 - a. 統括代理人は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月

以上の雇用関係を有すること。

- b. 統括代理人は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し、相互調整を行う。
- c. 参加者は選定した統括代理人の氏名、保有資格及び業務実績等を書面により提出すること。
- d. 統括代理人は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、延床面積 6,000 平方メートル以上の新築の建物の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有すること。

(3) 設計業務の参加資格

- ア. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第一項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- イ. 平成 20 年 4 月 1 日以降に、延床面積 6,000 平方メートル以上の国若しくは地方公共団体の新築の庁舎の基本設計若しくは実施設計を元請又は設計共同企業体の代表構成員として実施した実績を有すること。
- ウ. 参加者は、本業務に関して次のとおり設計管理技術者及び主任技術者を配置すること。
 - a. 設計管理技術者
 - ・設計管理技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・設計管理技術者は、参加表明書等の提出以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。
 - ・設計管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。
 - b. 主任技術者
 - ・意匠、構造、電気設備、機械設備及びコスト管理の各主任技術者をそれぞれ 1 名配置すること。
 - ・意匠主任技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。
 - ・主任技術者は、以下の資格を有すること。

| 担 当 | 資 格 名 称 |
|--------|------------------------|
| 建築（意匠） | 一級建築士又は技術士（建設部門） |
| 建築（構造） | 構造設計一級建築士 |
| 電気設備 | 設備設計一級建築士又は技術士（電気電子部門） |
| 機械設備 | 設備設計一級建築士又は技術士（衛生工学部門） |

| | |
|-------|--------------------------|
| コスト管理 | コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格 |
|-------|--------------------------|

- ・電気設備主任技術者、機械設備主任技術者のいずれかに、設備設計一級建築士の資格を有する者を配置すること。

エ. 主たる業務分野である建築（意匠）分野の業務を再委託しないこと。また、建築（構造）分野、電気設備分野、機械設備分野、コスト管理分野において、再委託先を含む主任技術者の所属する事務所（以下「協力事務所」という。）が他の参加者の協力事務所となっていないこと。

（４）施工業務の参加資格

ア. 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ. 平成 30 年度築上町建設工事等競争入札参加資格者名簿の登録業種「建築工事」に記載されていること。

ウ. 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の得点が 1,700 点以上であること。

エ. 平成 20 年 4 月 1 日以降に、日本国内で竣工し、引渡しが完了した、延床面積 6,000 平方メートル以上の国若しくは地方公共団体の新築の庁舎の元請又は共同企業体の代表者としての施工実績を有すること。

オ. 参加者は、本業務に関して次のとおり現場代理人、監理技術者及び施工担当者を配置すること。

a. 現場代理人

- ・現場代理人を常駐で設置すること。
- ・参加者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- ・現場代理人は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ・現場代理人は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。

b. 監理技術者

- ・参加者は、選定した監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- ・監理技術者は、参加表明書等の提出時点において、建設業法に規定される資格・実績を有すること。
- ・監理技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。
- ・監理技術者は本町の許可を得て、現場代理人を兼ねることができる。

c. 施工担当者

- ・ 建築（総合）、電気設備、機械設備、土木の各施工担当者をそれぞれ1名配置すること。
- ・ 施工担当者は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ・ 施工担当者は、以下の資格を有すること。

| 担 当 | 資 格 名 称 |
|--------|-------------------|
| 建築（総合） | 一級建築士又は一級建築施工管理技士 |
| 電気設備 | 一級電気施工管理技士 |
| 機械設備 | 一級管工事施工管理技士 |
| 土木 | 一級土木施工管理技士 |

- ・ 建築（総合）施工担当者については、施工期間中は常駐とする。

(5) 失格要件

次のいずれかの事項に該当する場合は、その参加者は失格又は提出した書類が無効になることがある。

- ア. 審査委員会の委員又は事務局関係者に、直接・間接を問わず本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- ウ. 募集要項の規定に違反すると町長が認めた場合。
- エ. 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。
 - a. 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - b. 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
 - c. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - d. 虚偽の記載がある場合。（契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする。）
- オ. 本プロポーザルの公告日から契約の効力発生日までに、築上町、福岡県、国土交通省（九州地方整備局管内）及び防衛省（九州防衛局管内）からの入札参加資格停止等の措置を受けた場合。

8 参加表明書等（一次審査）の提出

(1) 提出書類及び部数

- ア. 参加表明書【様式1】 1部
- イ. 特定建設工事共同企業体協定書【様式2】 1部

ウ. 技術資料

各 1 部

- a. 主要業務実績書【様式 3】
- b. 統括代理人等の経歴【様式 4】
- c. 【様式 3】及び【様式 4】に添付する書類

※ アからウまでをクリップ等でまとめて提出すること（ホチキスは用いない）。

(2) 提出方法

ア. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するが、原本が必要な場合は、返信用切手を貼った封筒（定型）を提出書類に同封すること。

ウ. 受付期間

平成 30 年 12 月 20 日（木）から平成 30 年 12 月 28 日（金）午後 3 時まで
ただし、持参の場合は正午から午後 1 時までの時間を除く

エ. 提出場所

2 ページ「5 事務局」まで

(3) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 参加表明書【様式 1】及び特定建設工事共同企業体協定書【様式 2】

押印の上、提出すること。

イ. 主要業務実績書【様式 3】

次の a 又は b に該当する業務実績を記載すること。但し、提出件数は【様式 3-1】、【様式 3-2】ともに 3 件以内とし、様式 1 枚につき 1 件を記載すること。【様式 3-1】の業務実績とは、設計業務の契約履行が公告日までに完了しているものをいい、施設の完成は問わない。【様式 3-2】の業務実績とは、施工業務の契約履行が公告日までに完了し、引渡し済みのものに限る。

a. 業務の実績は、平成 20 年 4 月 1 日以降に、日本国内で竣工又は実施設計を完了した、延床面積 6,000 平方メートル以上の国若しくは地方公共団体の新築の庁舎の建設を、元請又は共同企業体の代表者として基本設計、実施設計又は施工に携わった実績を対象とする。

b. 実績が複数ある場合は、規模の大きいものから記載すること。

- c. 記載した業務については、契約書（鑑）の写し及び業務の完了が確認できる資料の写しを提出すること。
 - d. 受注形態の欄には、単独又は共同企業体（JV）の別を記入すること。
- ウ. 統括代理人等の経歴【様式4】
- 「7 参加資格及び条件」に定める統括代理人等の各担当者の経歴や保有資格等について、【様式4-1】から【様式4-6】まで、以下に従い記載すること。
- a. 経歴年数、保有資格
 - ・各技術者・担当者等について、参加者及び協力事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付すること。なお、参加表明書等の受付日以前に参加者及び協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係が必要である。
 - ・各技術者・担当者等について、記載した保有資格を証明する資料（免許証の写し等）を添付すること。
 - b. 業務実績
 - ・統括代理人及び設計管理技術者はP4及びP5に記載の業務実績を記載すること。
 - ・設計業務の主任技術者及び施工業務の施工担当者については、担当する業務実績を記載すること。
 - ・業務実績の提出件数は3件以内とし、実績が複数ある場合は規模の大きいものから記載すること。
 - ・契約金額については、可能な範囲で記述すること。
 - ・実績詳細の欄には、担当する業務実績について記載可能な箇所のみ記入すること。
 - c. 手持業務の状況
 - ・公告日現在に従事している業務について、分担業務分野及び立場を記載すること。
 - d. その他
 - ・参加者において新たに追加する分担業務分野がある場合は、同様の記載方法により【様式4-6】を提出すること。無い場合は提出の必要はない。
- エ. 設計受賞実績【様式4-7】
- 平成10年度以降に、統括代理人又は設計管理技術者に以下の受賞歴（住宅を除く。）がある場合は、【様式4-7】及びその受賞を証明する書類の写しを提出すること。
- a. 日本建築学会賞（作品）
 - b. JIA 日本建築賞
 - c. 公共建築賞（特別賞、優秀賞を除く。）
 - d. BCS 賞
- ※設計受賞実績は、1実績のみとする。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

参加表明書等に関する質問がある場合は、質問書【様式5】を添付した電子メールにて「5 事務局」まで提出し、事務局に電話で受信確認すること。電子メール以外での質問は受け付けない。また、二次審査で使用する技術提案書等の内容についての質問は、ここでは受け付けない。

イ. 質問の受付期間

平成30年12月10日（月）から平成30年12月13日（木）午後5時まで。

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成30年12月18日（火）に町公式ホームページにおいて公表する。

9 審査結果（一次審査）の通知

平成31年1月16日（水）を予定しており、参加表明書等を提出した全ての参加者（共同企業体の場合は代表者）に対し、郵送にて通知する。

10 技術提案書等（二次審査）の提出

(1) 提出書類及び部数

- ア. 技術提案書【様式6】 1部
- イ. 技術提案資料 各8部（ただし、dは1部）
 - a. 全体管理計画【様式7】（A3判）
 - b. 業務実施方針【様式8】（A3判）
 - c. 特定テーマについての技術提案【様式9】（A3判）
 - d. 提案価格見積書【様式10】

※ア及びイ（a・b・c）はクリップ等でまとめて提出すること。（ホチキスは用いない）

イ（d）は封緘した上で提出すること。

(2) 書類の提出方法

ア. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するが、原本が必要な場合は、返信用切手を貼った封筒（定

型)を提出書類に同封すること。

ウ. 受付期間

平成31年2月12日(火)から平成31年2月18日(月)午後5時まで
ただし、持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く

エ. 提出場所

2ページ「5 事務局」まで

(3) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 技術提案書【様式6】

押印の上、提出すること。

イ. 技術提案資料【様式7】【様式8】【様式9】及び【様式10】

a. 全体管理計画【様式7】／A3判片面1枚

新庁舎建設に伴う設計業務及び施工業務の全体管理計画について、設計・施工一括発注方式の特性を踏まえた工程計画、進捗管理計画及びコスト管理計画を記述すること。

なお、設計業務には、積算業務及び関係法令の申請から許認可を得るまでの期間を合むものとする。

b. 業務実施方針【様式8】／A3判片面1枚

業務の実施方針として、業務の進め方(取組方針)、設計業務及び施工業務の各段階における品質確保等のための具体的方策、工事中の安全対策、完成後のフォローアップ、町との協議体制等に対する参加者の考え方及び姿勢について記述すること。

c. 特定テーマについての技術提案【様式9】／A3判片面3枚以内

以下①から⑧までの各テーマについて述べ、提案すること。

作成にあたっては、「築上町新庁舎建設基本構想・基本計画(案)」及び「築上町新庁舎建設事業要求水準書」の内容、趣旨及び目的を十分に理解し、踏まえた上で、記述すること。要求水準として具体的に規定された内容についてはこれに従い、要求水準として具体的な仕様が規定されていない内容や、要求水準をより高度に実現するための着想については、積極的に創意工夫を発揮した具体的な提案をされたい。

- ① すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎
- ② 住民のふれあいの場として親しまれる庁舎
- ③ 多様化する行政需要の変化に対応可能な庁舎
- ④ 防災・復興拠点としての機能を十分に備えた庁舎
- ⑤ 省エネルギーに対応した経済的で維持管理のしやすい環境に配慮した庁舎
- ⑥ 築上町のシンボルとなるような庁舎

- ⑦ 京築地区産出木材の利用促進、町内業者の受注機会の確保、地元採用等の本業務を通じた地域産業育成に対する考え方
- ⑧ その他本業務で有効と考えられる独自の提案（見積金額の範囲内で実施可能な提案を行うこと。）

ウ. 提案価格見積書【様式 10】

本業務に係る見積金額を記入し、封緘した上で提出すること。見積書の内訳金額には、基本設計費、実施設計費、解体設計費、外構設計費、工事監理費、建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費（給排水衛生設備工事、空調和設備工事、昇降機設備工事）、解体工事費、外構工事費とし、地質調査、測量、アスベスト調査等の設計に当たって必要な調査業務等は、基本設計費に含むものとする。

(4) 技術提案資料作成上の留意事項

- ア. 技術提案は、文書での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ. 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。
- ウ. 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- エ. 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。
- オ. 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その 1 / 2 を減点する。
- カ. 文字の大きさは原則として 10.5 ポイント以上とすること。白黒・カラーは問わない。
- キ. 参加者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述をしてはならない。
- ク. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とすること。
- ケ. 要求した内容以外の書類や図面等は、受理しない。

(5) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

技術提案書等に関する質問がある場合は、質問書【様式 11】を添付した電子メールにて「5 事務局」まで提出すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

イ. 質問の受付期間

平成 31 年 1 月 21 日（月）から平成 31 年 1 月 24 日（木）午後 5 時まで。

ウ．質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成 31 年 1 月 30 日（水）に町公式ホームページにおいて公表する。

(6) 辞退

技術提案書等の提出者に選定された者（一次審査で選定された者）が提出を辞退する場合は、辞退理由を記載した任意書式の書面により、平成 31 年 2 月 18 日（月）までに事務局まで持参又は郵送すること。辞退した場合でも、これを理由として以後に不利益な扱いを受けることはない。

1 1 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、平成 31 年 2 月 25 日（月）から平成 31 年 2 月 26 日（火）の間に予定しており、詳細な時間、会場その他の実施要項は、一次審査で選定された者に対し別途通知する。

ア．プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。

イ．プレゼンテーション及びヒアリングへの参加は、当該業務に予定する統括代理人、設計管理技術者、監理技術者を含む 5 名以内とする。

ウ．プレゼンテーション及びヒアリング時の説明には、提出した技術提案書等のみを使用すること。技術提案書等の内容をそのまま又は要約し、パワーポイント等によりプロジェクターで投影して説明することは可とするが、投影したスライドの内容を印刷したものや技術提案書等の要約版を含め、当日の追加資料の配布は認めない。

エ．プロジェクターで投影して説明する場合、ノートパソコンは参加者で用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意した機器を使用するものとする。コネクター等の仕様は、別途通知にて確認すること。

オ．プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない者は、評価の対象としない。

1 2 審査結果（二次審査）の公表及び通知

平成 31 年 3 月 1 日（金）を予定しており、最優秀者及び次点者の審査結果は、町公式ホームページで公表するほか、技術提案書等を提出した全ての参加者（共同企業体の場合は代表者）に対し、郵送にて書面で通知する。

1 3 契約手続き

(1) 契約交渉

町は、審査委員会の選定した最優秀者を優先交渉権者とし、契約交渉等を行うものとする。

優先交渉権者に事故等があり、契約交渉等が不可能となった場合は、次点者を契約交渉等の相手方とする。

なお、本業務の契約は、築上町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 18 年 1 月 10 日条例第 52 号）第 2 条の規定により町議会の可決を要するものであり、町議会の議決に付し、可決を得るまでは仮契約とし、可決を得たときに本契約となる。ただし、町議会の可決が得られない場合は、仮契約は無効となり、町は一切の責任を負わない。町議会への議案提案は、平成 31 年 3 月定例会を予定している。

（2）契約の保証

契約保証金の取扱いは、築上町財務規則（平成 18 年 1 月 10 日規則第 38 号）第 85 条の規定に基づくものとする。

（3）支払条件

本業務は、平成 30 年度から平成 32 年度までの業務とし、支払については、築上町財務規則（平成 18 年 1 月 10 日規則第 38 号）及び契約書に基づき支払うものとする。

1.4 技術提案の履行確認

事業者は、技術提案書および契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。

ただし、技術提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。

また、事業者は自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行できなくなった場合、町が指定する期間内に違約金を納めるものとする。

1.5 その他

（1）費用の負担

本プロポーザルの参加のために参加者が要した費用は、すべて参加者の負担とする。

（2）提出書類の取扱い

ア. 提出された書類は、返却しない。

イ. 提出された書類は、本プロポーザルにおける審査以外の目的で使用せず、第三者に対して提供又は公開しない。ただし、審査に必要な範囲内で複製することができるものとする。

ウ. 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した

統括代理人、設計管理技術者及び各主任技術者、施工の現場代理人及び監理技術者は、病休、死亡、退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

エ. 提出する書類に虚偽の記載をした参加者に対して、指名停止措置を行うことがある。